

業 務 委 託 契 約 書 (案)

- 1 委託業務の名称 令和7年度国際物流拠点産業活性化促進事業業務委託
- 2 履 行 期 間 令和7年4月 日 ～ 令和8年2月28日
- 3 委 託 金 額 金 _____ 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 _____ 円)
「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 4 契 約 保 証 金 沖縄県財務規則第101条第1項の規定に契約金額の100分の10とする。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項に該当する場合には、その全部又は一部を免除する。

上記委託業務について、沖縄県知事 玉城 康裕（以下「甲」という。）と
_____（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、令和7年度国際物流拠点産業活性化促進事業業務委託（以下「委託業務」という。）について、上記の委託金額及び履行期間内で委託業務を完了しなければならない。甲は乙による委託業務の履行につき、乙に対し必要な協力を行うものとする。

(委託業務仕様書)

第2条 乙は、別紙委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）により、委託業務を行うものとする。

2 乙は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、甲と協議して定めるものとする。

(実施計画書)

第3条 乙は、仕様書に基づき、次の項目について作成した実施計画書を契約締結後、契約日を含めて10日以内に甲に提出しなければならない。

- (1) 業務の具体的な内容及び各項目区分ごとの経費
- (2) 業務の実施方法

- (3) 業務の工程表
- (4) 担当者の業務割当表

2 乙は、甲に提出した実施計画書に基づいて委託業務を実施しなければならない。

3 甲又は乙の都合により実施計画書の内容を変更するときは、甲乙事前に協議するものとする。ただし、軽微な変更をする場合はこの限りではない。

(進捗状況の報告)

第4条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の進捗状況について報告を求め、または必要な指示をすることができる。

(契約内容の変更)

第5条 乙は、実施計画書を変更しようとするときは、計画変更を文書により甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、業務内容の軽微な変更の場合及び各項目区分の20パーセント以内の増減（人件費または一般管理費の増減を除く。）の場合はこの限りでない。

2 甲は、前項に定める事項の承認をするときは、条件を付すことができる。

(委託業務内容の変更)

第6条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の一部を変更することができる。

2 前項の変更により、委託料を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定めることができる。

(再委託の制限)

第7条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、甲が委託仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 乙は、本契約の企画提案公募に参加した者、競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせてはならない。

4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による甲の承認を受けなければならない。ただし、甲が仕様書で示した「簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。

5 乙は、第三者に委任し、又は請け負わせた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

- 6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負させた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(概算払)

第8条 甲は、委託期間の中途において、乙の請求に基づき、委託費の7割を限度として概算払することができる。

- 2 甲は、前項の規定により請求があったときは、請求書を受理した日から起算して30日以内の日（当該期間の末日が銀行等の休日に当たるときは、当該末日の前日を当該期間の末日とする。）までの期間内に乙に委託料を支払わなければならない。

(実績報告)

第9条 乙は、委託業務が終了したとき（委託業務を中止し、または廃止したときを含む。）は、委託事業の成果を記載した委託事業実績報告書及び支出証拠書類を、委託業務完了の日から起算して10日以内又は当該委託期間終了日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(委託費の額の確定及び支払い)

第10条 甲は、前条に規定する委託事業実績報告書及び支出証拠書類の提出を受けたときは、遅滞なく当該事業が契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。この場合において、確定額は委託業務の実施に要した経費の額と契約金額のいずれか低い額とする。

- 2 乙は、前項の通知を受けたときは、甲の指定する方法により委託料の支払いを請求するものとする。ただし、既に第8条に規定する概算払を受けている場合は、確定額から当該概算払の額を減じた額を請求するものとする。

- 3 甲は、前項の規定により請求があったときは、請求書を受理した日から起算して30日以内の日（当該期間の末日が銀行等の休日に当たるときは、当該末日の前日を当該期間の末日とする。）までの期間内に乙に委託料を支払わなければならない。

- 4 乙が概算払を受領している場合であって、当該概算払の合計額が確定額の合計を超えている場合には、乙は、甲の指示により、その超える金額を甲に返還するものとする。

- 5 乙が前項に規定する返還を甲の指定する期限内に納付しない場合は、甲は、遅延利息として、約定期間満了の日の翌日から支払をするまでの日数に応じ、当該未納に係る金額に対し、年利2.5%の割合で計算した金額を徴収できるものとする。

(委託業務の中止等)

第 11 条 乙は、災害その他やむを得ない理由により、委託業務の遂行が困難となったときは、その理由及び経過を記載した文書を甲に提出し、甲の指示を受けなければならない。

2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議の上、書面をもって契約の解除または一部の変更を行うものとする。

3 前項の規定により契約を解除するときは、第 8 条から前条までの規定に準じて精算するものとする。

(著作権及び著作者人格権)

第 12 条 乙は、乙が本業務を行うにあたり新たに作成した著作物（以下「新規著作物」という）の著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含むすべての著作権を甲に無償で譲渡する。

2 乙は、甲及び新規著作物と乙が従来から有している著作物（以下「既存著作物」という）を利用する第三者に対し、一切の著作者人格権を行使しない。

3 新規著作物の中に既存著作物が含まれている場合、その著作権は乙に留保されるが、可能な限り、甲が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。また第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、乙は可能な限り、甲が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意し、第三者が二次利用できない箇所についてはその理由についても付するものとする。

(契約の解除)

第 13 条 甲は、次の各号の一つに該当すると認められるときは、この契約の全部または一部を解除することができる。

(1) 乙が、本契約に違反し、契約の目的を達成することができないと認めたとき

(2) 乙が、正当な理由によってこの契約の解除を申し出たとき

(3) 甲の都合により、この契約の解除を必要とするとき

2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの通知を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

第 14 条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（前条第 2 項各号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第 15 条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否せせるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(損害賠償)

第 16 条 乙は、第 7 条第 6 項、第 13 条第 1 項第 1 号及び同条第 2 項並びに第 14 条に該当する理由により、この契約を解除された場合において、甲に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 甲は、第 13 条第 1 項第 3 号に該当する理由により、この契約を解除した場合において、乙に損害を与えたときは、その損失を補償する。
- 3 甲は、委託業務に関連して乙の責に帰すべき事由により損害を被ったときは、本条第 1 項及び第 18 条によるときを含め、現実が発生した直接かつ通常の損害に限り、委託金額を上限として乙にその損害を賠償すべきことを請求することができるものとする。ただし、乙は、いかなる場合も逸失利益等の間接損害については責任を負わないものとする。

- 4 甲は、乙の責により、委託事業期間内に業務が完了しない場合は、遅延日数に応じ、未済部分の契約代金の額に対し年 2.5%の割合の違約金を徴することができるものとする。

(秘密の保持)

第 17 条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。ただし、次の各号に該当する秘密については、この限りではない。

- (1) 本業務委託契約書締結前に既に乙が保有していた、または知っていたもの
 - (2) 甲にいかなる義務も負わない第三者から正当に入手したもの
 - (3) 本業務委託契約書に違反することなく、かつ委託業務の処理の前後を問わず公知となったもの
 - (4) 法令の定めにより裁判所その他公的機関による要求によって開示するもの
 - (5) 甲の事前の書面承諾により開示するもの
- 2 本条における秘密保持義務は、本契約が終了した後も存続するものとする。
- 3 乙は、この委託業務の成果を外部に公表しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

(第三者に及ぼした損害)

第 18 条 乙は、委託業務の処理に当たって、乙の責に帰すべき事由により第三者に損害を及ぼしたときは、乙の負担において賠償する。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき事由による場合においては、甲の負担とする。

(労働関係法令の遵守及び調査)

- 第 19 条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。
- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して前項の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(帳簿等の整備及び保存)

- 第 20 条 乙は、委託業務に要する経費について、その収支を明らかにした専用の帳簿等を備え、かつ全ての証拠書類を整備しなければならない。
- 2 乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。
- (1) 委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
 - (2) 前号の者ごとにおいて実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等
- 3 乙は、前二項の帳簿等を委託業務の完了する日の属する年度終了後 5 年間保存しておかなければならない。

(契約の定めのない事項)

第 21 条 この契約及び業務委託仕様書に明記されていない事項または疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して決める。

(準拠法及び管轄裁判所)

第 22 条 本業務委託契約書の準拠法は日本法とし、甲と乙との間で本業務委託契約書に関して争いが生じた場合は、那覇地方裁判所を第一審の専属的な合意裁判所とする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、各自記名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2

沖縄県知事 玉城 康裕

乙 _____
